

全体見直しに伴う要望書を提出する方は必ず読んでください。

宮古島農業振興地域整備計画の 全体見直しに伴う要望書を提出するにあたっての注意事項

○要望書受付期間は令和7年7月1日（火）～令和7年8月29日（金）

要望書の受付期間は7月・8月の2か月間の市役所開庁日です。閉庁時間及び昼12:00～13:00は受付できません。提出場所は宮古島市役所3階農政課で担当に提出してください。郵送で提出する場合は8月29日までの消印有効とし、宛先は次のとおりです。

宛先 〒906-8501 沖縄県宮古島市平良字西里1140番地
宮古島市役所 農林水産部 農政課 農政係

○全体見直しの事業完了予定は令和9年度末です。

今回の宮古島農業振興地域整備計画の全体見直しは令和6年12月から基礎調査を開始しており、完了予定として令和9年度末（令和10年3月頃）を見込んでいます。令和7年7月・8月に要望受付を行って、見直し作業が順調に進んでも2年半後に要望の結果がでることになります。農振法が改正され、除外面積によっては国が関与することになったので、さらに時間を要することも考えられます。

除外の可否に関わらず、甘い目算はせず、予想外に時間がかかることがあることを十分に理解していただくようお願いいたします。

○要望書の提出は原則、要望者が行ってください。

前回の見直しでは、提出された要望書の内容を要望者自身が理解せず、間に入った代理人が名前を借りて要望書を提出するような案件が多数ありました。このようなことがあると手続きや事務調整に相当日数を要しますので、原則は、要望者自身が連絡の窓口となってください。それが難しい場合は行政書士に委任をしてください。

○要望者や要望内容の変更は受け付けません。

農用地区域の除外は目的実現の確実性が見込まれている必要があり、例年見直し途中での事業者変更や事業内容変更について多くの相談がありますが、今回の全体見直しについては、そのような場合、除外について見送らせていただきます。

受付期間後に事業者が変わる、事業内容が変わる場合は一旦取り下げて、次回以降

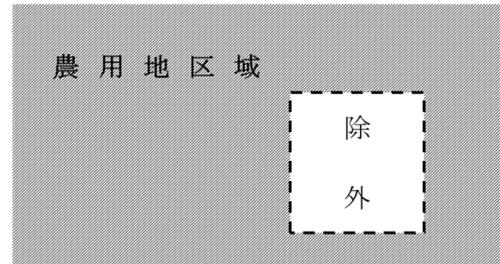
の要望提出をお願いします。その際は必ず連絡をしてください。要望提出は、より慎重にご検討いただきますようお願いいたします。

○下記のような除外はできませんので事前に確認をおねがいします。

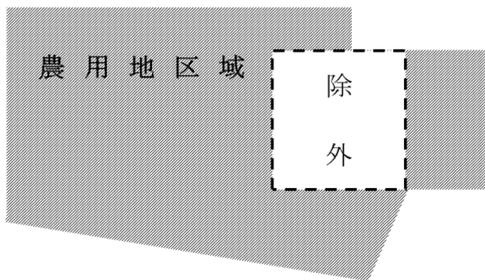
A 歯抜け除外



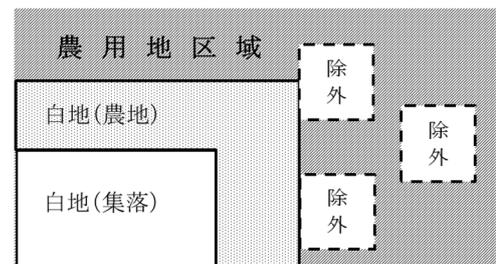
B 飛び地除外



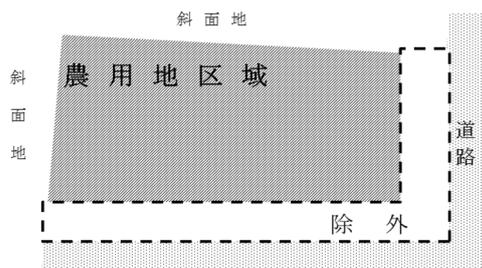
C 農用地区域の集団性を無視した除外



D 混在化を助長させる除外



E 農用地区域が袋地になる除外



このような除外は難しいことをあらかじめご理解ください。

○農振法改正により、農用地の確保のため除外がより厳しくなる見通しです。

食料安全保障強化に向けた措置として、農振法が改正され都道府県の確保すべき農用地の面積が明確化されます。これにより農用地区域の除外がより厳格化され、今後は除外できる面積に制限がかかる可能性がありますので、その除外目的の必要性・緊急性・実現性、土地利用者の信用性等を総合的に判断し、国や県の指導のもと除外を決定していく予定です。